

## 令和4年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、災害時の要支援者対策について伺います。

近年、様々な自然災害が発生しやすい条件下にあります我が国では、日本付近に接近、上陸する台風や梅雨前線、秋雨前線の影響により、洪水、土砂災害、高潮、竜巻などの風水害が毎年のように数多く発生しており、高齢者や障害者など、いわゆる災害弱者と呼ばれる方が避難の遅れなどにより犠牲となられるケースが多く見受けられます。

昨年7月の熱海市伊豆山で発生した土石流においては、26人もの貴い命が奪われるなど、甚大な被害を受けました。

また、本市においても例外ではなく、昨年7月上旬の大雨では、土砂災害情報が発表され、土砂災害警戒区域などに避難指示が発令され、令和元年の崖崩れが思い起こされたほか、昨年10月には、本市を震源とした地震が発生し、市内で震度5弱を観測するなど、私たちの記憶に新しいところであり、近い将来において予測されている首都直下地震の発生が懸念されるところであります。

そのような中、本市においては、公明党千葉市議会議員団が災害時における要避難者支援として、令和2年第4回定例会の代表質問で提案した要援護者の個別避難計画の作成について、国に先駆けて今年度より取り組まれていることを評価するところであります。

個別避難計画の作成は、大災害に備え、しっかりと進めていかなければならない防災行政の鍵とも言える重要な取組と考えます。

そこでお伺いします。

初めに、災害時避難行動要支援者個別支援計画作成促進モデル事業の成果と課題について。

2つに、モデル事業の課題解決に向けた検討体制と今後の方針について。

3つに、国は危険区域の居住者など優先度の高い方を5年程度で作成するとしていますが、本市における今後の進め方について。

以上3点、お聞きかせください。

次に、聴覚障害者の情報保障について伺います。

合理的配慮の提供を民間事業主に義務づける改正障害者差別解消法が昨年5月に成立しました。合理的配慮の義務づけは、これまでは国や自治体のみであり、民間事業者には努力義務となっていました。今回の改正によって、今後は法的義務として配慮の提供が求められることとなります。

そこで、私は、同法律の対象となっています障害のうち、今回は聴覚障害者の情報保障について取り上げさせていただきます。

初めに、聴覚に障害のある方の意見として、外見からは障害があることが分からないことから、困っていても周りの人に気づいてもらえないことや、銀行や病院などで名前を呼ばれても聞こえないため、順番が後回しになってしまうこと、さらには、事故や災害などにおいて、周りで今何が起きているのかが分からないため不安を感じる。こうした意見が多いようであり、私のところにも幾つか届けられております。

さて、聴覚に障害がある方への意思疎通、情報保障の手段としては、主に手話通訳や代筆、要約筆記などがありますが、手話には言葉とのやりとりを通訳する手話通訳者が存在しています。手話は、聴覚障害者にとっては大事な言語であり、日常生活を送る上で手話通訳者はいなくてはならない存在であります。さらには、手話という言語以上に、聾者への理解、福祉的な視点で支援ができる大変頼りになる存在でもあります。

近年では、手話通訳者は、手話や聴覚障害者を題材にしたテレビドラマの影響などで一般社会にも認知度が高まってきており、その役割は今後さらに広がっていくと考えるところであります。さらには、耳の不自由な人とそうでない人とのかけ橋になる大きな役割を担う手話通訳者を養成していくことも重要と考えます。

また、最近では、電話リレーサービスという支援も進んできております。私たち公明党千葉市議会議員団は、電話リレーサービスの公共インフラ化に向けた法律を政府へ提案し成立させるなど、一貫して取組を推進してきたところであり、全日本ろうあ連盟からも大きな評価をいただいているところであります。

そして、新型コロナウイルスの感染が疑われる聴覚障害者が適切な情報保障を受けられるよう、手話通訳タブレットの導入も進んでおり、支援の輪が広がってきております。

教育の分野では、子供たちに多様性を受け入れる心を持ってほしいという観点から、手話を取り入れた授業なども実施されており、東京都府中市立若松小学校では、令和3年に条例制定された府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例に示された理念等を実現するため、年間を通して手話授業を行うカリキュラムが組まれております。

また、GIGAスクール構想によって配備されているタブレットなども活用しながら、5時間目、6時間目の総合的な学習の時間を使い、手話授業も実施されているとお聞きしました。

船橋市では、新型コロナウイルス感染症対策として市内市立小・中・特別支援学校全83校において、給食の時間は手話を使っておいしいを伝えようと題した取組が実施されております。内容は、給食時間によく使うフレーズ、例えばいただきます、ごちそうさま、おいしい、おなかが減った、おなかいっぱいなど、手話を用いて給食が行われており、市内の障害者団体からも、聴覚障害者への理解につながると好意の声をいただいていると伺いました。

このような学校における手話を取り入れた取組は、コロナ禍におけるコミュニケーションの手段としてだけではなく、手話を通じて障害者への理解を深めることにつながり、非常に大切な取組と感じています。

そこでお伺いします。

1つに、聴覚障害者の情報保障の一つである手話通訳について、本市としてどのように提供されているのか。

2つに、現在実施されている電話リレーサービスの特徴とその周知について。

3つに、本市におけるコロナ禍での遠隔手話通訳タブレットの活用について。

4つに、本市で実施されている手話通訳者の養成について。

5つに、本市の学校教育の場における手話に接する機会の提供など、聴覚障害者理解教育について。

以上5点、お伺いします。

次に、公立夜間中学の設置に向けた準備について伺います。

令和2年第3回定例会での代表質疑において伺った公立夜間中学の設置について、我が会派からの種々の要望等に対して迅速に取り組まれていることについて評価いたします。

改めて申し上げますが、公立夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方などに学び直しの機会を提供する学校であります。

これまで、全国で12都府県に36校設置され、近年は、ますます、その設置に向けた動きが進んでおり、政令市を含む複数の自治体での開校が予定されております。

本市では、令和5年4月の開校を予定しており、開校に向けた準備を進めておられることと認識しています。

さて、夜間中学では、様々な年齢や国籍の通学希望者が想定されますが、その構成割合はこれまで設置された自治体によっても異なることから、本市においても実態を踏まえた学習内容について一層の検討が必要であると考えます。

そこで、初めに、開校に向けて準備を今後どのように進めていくのか、お伺いします。

次に、交通安全対策として、キッズゾーンの整備・キッズガードの配置に関してお伺いします。

初めに、キッズゾーンについては、滋賀県大津市で、散歩中の園児らが車にはねられ死傷した事故などを受け、令和元年6月に、国土交通省や警察などが連携して効果的な安全対策を政府へ求めた我が党の緊急提言により、保育所等の園外活動におけるキッズゾーンの制度が創設されました。

公明党千葉市議会議員団では、令和3年第3回定例会での代表質疑において提案と要望を申し上げたところであり、キッズゾーンの設定については、来年度整備に向けた取組を着実に進めていく、また、キッズガードについても、配置に向けた具体的な検討を進める旨の答弁があり、新年度予算案にその取組が計上されており、推進してきました会派として、当局の対応を評価するところであります。

また、キッズガードの対象は、園庭のない保育園に限定されていることから、対象外となる園を含めまして、市全体として園児の安全確保をどのようにしていくのかが大きな課題であると考えます。

そこでお伺いします。

1つに、令和4年度のキッズゾーン・キッズガードの取組内容について。

2つに、今後の拡充の方向性について。

3つに、市全体の安全対策の取組について、以上3点お尋ねします。

最後に、坂月町交差点の渋滞対策に関して伺います。

国道126号線と市道の磯辺茂呂町線が交差する坂月町交差点の渋滞対策についてであります。

この交差点は、若葉区の住民はもとより、市内外の多くの方が利用する重要な交差点となっております。しかしながら、平日の朝夕の通勤時間帯や土日など休日において、交差点に進入する4方向全ての車線で混雑しており、この混雑により、路肩を走行する自転車も通行しにくい状況が見受けられるなど、交差点を改良する必要があると考えます。

当局におかれましても対策の必要性を認識していただき、現在、対策に向けて調査を行っていると同っておりますが、多くの地元をはじめとした地域の皆様からも、早期の渋滞解消を望む声が私のところにも届いておりますので、改めて坂月町交差点の渋滞対策の現状と今後の予定についてお伺いします。

以上で1回目の質問を終了します。御答弁よろしく申し上げます。（拍手）

○危機管理監（那須一恵君） 災害時の要支援者対策についてお答えいたします。

まず、災害時避難行動要支援者個別避難計画作成促進モデル事業の成果と課題についてですが、今年度は、平常時から要支援者の状況等を把握しているケアマネジャーに個別避難計画の作成主体となっていただくため、3者の居宅介護支援事業者モデル事業に関する業務を委託し、それぞれの事業者が選定した34人の方々の計画作成を進め、今月中に完成する予定でございます。

また、あわせて、委託事業者から意見の聞き取りや庁内関係部署によるプロジェクトチームでの検討などにより、今後の事業拡充に向けた課題等の検証を行っているところでございます。

検証の中では、土砂災害警戒区域など災害のリスクが高い地域にお住まいの方を優先的に作成すべきことや支援者の負担感を軽減するために支援方法を明確にすること、在宅避難を望む方が多いこと、ケアマネジャーの負担が大きいことなどが課題として挙げられております。

次に、モデル事業の課題解決に向けた検討体制と今後の方針についてですが、当事業を進める上では、福祉に関する知見や地域による支え合いの促進が必要であることから、福祉部門や区役所などの職員を構成メンバーに含む市内プロジェクトチームを本年2月に立ち上げたところであります。

当プロジェクトチームでは、今年度のモデル事業の検証結果やそれぞれが持つ専門的な知見を生かし、まずは、令和4年度に向けて、災害リスクの高い方から優先的に作成するための選定基準や事業委託の仕様等について協議をしているところでございます。

さらに、今後は、要支援者への具体的な支援方法や訓練の在り方、個別避難計画を活用した市の支援等についても、当プロジェクトチームで協議を進めていくこととしております。

最後に、本市における今後の作成の進め方についてですが、国の方針なども踏まえ、本市においても、モデル事業開始から5年となる令和7年度を目標に、個別避難計画の対象者について優先順位を定めた上で選定し、作成を進めていきたいと考えております。

特に、本市における最大規模の被害があった令和元年の風水害を踏まえまして、土砂災害の危険のある地域にお住まいの要支援者につきましては、最優先に作成すべきものと考えており、令和4年度につきましては、土砂災害警戒区域内にお住まいの方を対象とするほか、市内プロジェクトチームの福祉的な観点等を踏まえて選定する対象者を加え、100人程度の個別避難計画を作成することとしております。

今後は、地域ごとの災害リスク等を分析し、支援が必要な方の計画作成を着実に進めていくとともに、個別避難計画作成の優先的な対象とならない方も含めて、地域での支援体制が広がっていくよう周知啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○保健福祉局長（山元隆司君） 聴覚障害者の情報保障についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、聴覚障害者の情報保障の一つである手話通訳を本市としてどのように提供しているのかについてですが、聴覚障害者へのコミュニケーション支援として、各区保健福祉センター―高齢障害支援課と市役所障害者自立支援課に1人ずつ、計7人の手話通訳者を配置し、来庁する聴覚障害者への適切な対応を図るとともに、千葉聴覚障害者センターに委託し、日常生活における聴覚障害者の外出や通院等の支援のため、手話通訳者を派遣しております。

次に、現在実施されている電話リレーサービスの特徴とその周知についてですが、パソコンやスマートフォンなどを通じて、手話通訳のオペレーターが聴覚障害者と健聴者の間に入り、お互いの通話をサポートする国のサービスで、24時間365日使える公共インフラとして、昨年7月から全国一斉に始まっております。

なお、電話リレーサービスの利用には事前の登録が必要になりますが、市ホームページで登録のリンク先などを御案内するなど、サービスの周知に努めているところでございます。

次に、本市におけますコロナ禍での遠隔手話通訳タブレットの活用についてですが、聴覚障害者に新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合や罹患時の受診に遠隔からの手話通訳ができるよう、令和2年3月よりタブレットによる遠隔手話サービスを開始しております。

これによりまして、感染症予防の観点から手話通訳者が同行できない場合でも、聴覚障害者が安心して手話通訳を利用できる体制を整備しているところでございます。

最後に、本市で実施されております手話通訳者の養成についてですが、手話通訳者として活動するためには、手話通訳に必要な技術等を習得するため、本市、千葉県及び県内中核市が実施する5年にわたる養成講座を受講していただいております。

講座修了後、千葉県統一の登録試験を受験し、合格した方は千葉聴覚障害者センターに手話通訳者として登録した上で活動する仕組みとなっております。なお、昨年9月末現在の登録者数は、県全体で260人でございます。

今後も、市政だよりや市ホームページ等で幅広く養成講座の受講者を募集し、一人でも多くの方に講座を受講していただくことで、手話通訳者の養成に努めてまいります。

以上でございます。

○**教育次長（宮本寿正君）** 初めに、聴覚障害者の情報保障についてのうち、所管についてお答えします。

学校における手話に接する機会の提供などの聴覚障害者理解教育についてですが、本市では、難聴通級指導教室に通っている児童が在籍する学級において、難聴に対する知識を身につけ、聴覚障害者への理解を深めるために、通級指導担当者と学級担任が難聴児の聞こえにくさの説明や補聴器体験、手話の歌やゲームの紹介などの授業を子供たちの状況に応じて、適宜行っております。

最後に、公立夜間中学の設置に向けた準備についてお答えします。

開校に向けて、今後どのように準備を進めていくかについてですが、昨年6月に、夜間中学の教育内容について学習ニーズ調査を行った結果、67通の回答があり、中学校の学習内容に加え、小学校の学習内容や日本語学習を求める御意見をいただきました。

また、昨年12月18日に、市民の皆様からの意見聴取や個々のニーズを把握するため、市民説明会及び個別相談会を行いました。説明会には、入学を希望する方やその支援者など、

22人の参加があり、入学を希望する方の状況及び学習内容についての御要望や御意見を把握することができました。

現在、これらの結果を踏まえながら、市川市立大洲中学校や松戸市立第一中学校みらい分校など先行設置校を参考に、学習内容の精査と教育課程編成について検討を行っているところでございます。

あわせて、指導方法の工夫についての検討や教材、教具の準備をはじめとする学習環境の整備に取り組み、本市の夜間中学としてふさわしい学習が実施されるよう、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○**こども未来局長（大野和広君）** キッズゾーンの整備・キッズガードの配置についてお答えします。

まず、令和4年度のキッズゾーン・キッズガードの取組内容についてですが、キッズゾーンにつきましては、園庭がなく、近隣の公園まで日常的に移動する保育園等の数が13園と最も多いJR稲毛駅周辺をモデルケースとして選定し、散歩コースなどで、交通量の多い幹線道路から生活道路に車両が侵入する箇所などにキッズゾーンの路面標示を行い、自動車運転者等に対する注意喚起を行います。

また、園外活動において見守り活動を行う保育支援者であるキッズガードにつきましては、市内全域で園庭のない76園の民間保育園を対象に配置に係る費用を補助し、児童の安全確保に取り組んでまいります。

次に、今後の拡充の方向性についてですが、令和4年度に路面標示の整備を行った後に、キッズゾーンの対象園から聞き取り調査を行うなど、実施効果を検証した上で、順次、園庭のない園が多くある他の主要駅周辺に拡充してまいります。

最後に、市全体の安全対策の取組についてですが、全ての園において安全対策を向上させることは重要であり、園外活動時の具体的な安全管理や留意事項を示した国の通知を各園に配布しているほか、必要に応じて巡回指導員が助言を行うなど、各園が適切に安全対策を行うよう努めております。

また、次年度には、千葉県警と連携して、新たに全ての園を受講対象とした園外活動における安全対策の講習会を開催するなど、保育施設全体の安全対策の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**建設局長（齊藤 平君）** 坂月町交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

現状と今後の予定についてですが、当該交差点は、国道126号に右折レーンがないため、右折車両の滞留により直進車両の走行を阻害していること、また、交差点が曲がりづらい形

状となっているため、磯辺茂呂町線を左折する車両の速度が遅くなることなどが原因で混雑しており、対策が必要と考えております。

このことから、これまで、周辺の地形を把握するための測量を実施したところであり、現在、道路の幅員や交差点形状などを検討するための設計や千葉県公安委員会との協議を行っております。今後、協議が調い次第、地元の皆様に説明会を行う予定としております。

以上でございます。

○2番(青山雅紀君) 御答弁ありがとうございました。本年1月に発表されました内閣府の調査によりますと、千葉県内の指定避難所2,034か所について、その約2割に当たる443か所が浸水想定区域に立地しており、本市においても指定避難所274か所のうち42.7%に当たる117か所が浸水区域となっているとのことであります。

また、土砂災害警戒区域に立地しているその指定避難所などは、水害時には使用できないおそれもあることなどから、安否確認などを含めたさらなる対策の徹底が求められております。

自然災害の発生をなくすことはできませんが、その災害により発生する被害は、行政の取組と地域住民の協力によって減らしていくことができます。そのためにも、地域社会のつながりが必要であり、住民同士での災害への備えが重要であります。

御答弁では、地域での支援体制が広がっていくよう周知啓発を図るとのことですが、地域住民と様々な立場の要支援者が参加し、消防や警察等も加わって、より災害時に近い形の避難所運営訓練を実施するなどの取組も大事と感じております。

そこで、要支援者の避難における地域住民との連携強化を今後どのようにして進めていくのか、伺います。

また、地域ごとの災害リスク等を分析し、支援が必要な方の計画を着実に進めていくとの答弁でありましたが、計画作成対象者や支援者自らが地域の災害リスクをあらかじめ理解した上で、災害発生時に気象情報や行政からの緊急情報を基に、正しい避難行動や支援行動を取れるようにすることが必要です。

令和3年第2回定例会の我が会派の一般質問において、ハザードマップを用いて自らの様々な災害リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どのようなタイミングで避難することがよいのかを自ら考えるための防災行動計画、マイ・タイムラインの導入を提案申し上げたところですが、茨城県常総市では、より多くの住民にタイムラインをつくってもらうための取組として、タイムラインの作り方を教える講師、マイ・タイムラインリーダーを育成する取組が進められており、これまでに茨城県と栃木県の14の市町村で200人が資格を取得しているとお聞きしました。



また、国土交通省では、チェックシートや作成手順、作成に当たってのヒント集などをまとめた小中学生向けの、逃げキッドというツールをホームページで公開し、全国的な普及促進に取り組んでおります。

そこで、個別避難計画が実効性のあるものにするためにも、作成については、マイ・タイムラインを併用した取組も進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、市民に対するマイ・タイムラインの普及啓発についても、あわせてお答えください。

次に、聴覚障害者の情報保障について、手話通訳者の養成につきましては、御答弁より、手話通訳者になるには養成講座の受講から始まり、終了後に千葉県の登録試験に合格した方が千葉聴覚障害者センターに登録され、手話通訳者として活動することができるとのことであります。

しかしながら、それに要する期間は5年間にわたることや、さらには高度なスキルなども求められるため、決してそう簡単に取得できるものではありません。そのことから考えますと、手話通訳者の養成と並行しながら、私たちの身近なところで手話への理解や興味を持ってもらうための啓発活動も、様々な角度から進めていく必要があるのではと考えます。

学校教育の場における手話に接する機会の提供など、聴覚障害者の理解教育については、本市では、難聴通級指導教室に通っている児童が在籍する学級において、難聴児の聞こえにくさの説明や補聴器体験、手話の歌やゲームの紹介など、子供たちの状況に合わせて行っているとのことでした。

1回目の質問でも申し上げましたが、多様性を受け入れる心を育む観点から、そして共生社会の醸成のためにも、難聴の児童生徒が在籍する場合に限らず、全ての児童生徒や教職員が手話に興味、関心を持ち、手話に対する理解を深める取組を充実させていくことが重要と考えます。

そこで、多様性を受け入れる心を育む観点からも、手話を取り入れた授業の実施など、取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。

次に、公立夜間中学の設置に向けた準備についてであります。近年開校予定の夜間中学として、札幌市の札幌市立星友館中学校があり、本年4月の開校に向けて、札幌市の教育委員会で様々な検討がなされています。

1回目の質問でも申し上げましたが、夜間中学に通う生徒は、様々な国籍や年齢に加え、それぞれ異なる目的を持って入学してくるものと思われ。札幌市の公立夜間中学のあり方検討会議の中でも、札幌の自主夜間中学や不登校経験者へのその支援団体などの協力を得て、対象を絞ったアンケート調査結果や、札幌市内の外国籍の方に無作為抽出でアンケート用紙を送付して実施したアンケートの結果報告について、分析がなされています。

少し、要点を紹介させていただきます。

アンケートの結果、日本国籍の高年齢者層、日本国籍の高齢者以外の世代層、外国籍層の3層の全ての層で就学のニーズが想定され、高年齢層の方については、じっくりとした学びを求め、そのほかの世代の方については、進学、就職といった次のステップに上がるため、中2、中3などの自分に適した学年に入学できる仕組みの要望があり、外国籍の方については、日本語や日本の文化等の習得を求める傾向があったということであります。

国においても、公立夜間中学の在籍期間や入学時の学年については、柔軟な考え方が示されており、また、御紹介した札幌市のアンケート結果から、学習内容と合わせて、編入学時にどの学年に振り分けられるのか、そして何年在籍することができるのかということなどを踏まえた入学者への対応も重要なことと考えます。

そこで、本市夜間中学への入学の際の学年の振り分けに対する考え方をお伺いします。

以上で、2回目の質問を終了します。御答弁よろしく申し上げます。

○危機管理監（那須一恵君） 2回目の御質問にお答えいたします。

災害時の要支援者対策についてお答えします。

まず、要支援者の避難における地域住民との連携強化についてですが、個別避難計画を実効性のあるものとするためには、関係者間での意識の共有や実際の避難行動を想定し、計画の内容を検証していくことが重要であると考えております。

具体的には、避難行動支援に当たっては、親族の方々など日頃からの身の回りのお世話を行っている方や地域の方々などがその役割を担うこととなりますが、支援を無理なく現実的なものとするためには、状況に応じて消防や介護専門職などにつなげていくことも想定する必要があります。

そのためには、地域の方々を含めた支援者の方と行政、避難施設等が協力して訓練を行い、検証していくことが有効であると考えております。今後は、個別避難計画の作成を進めることにあわせ、庁内プロジェクトチームで訓練の実施方法などについても検討を行い、地域との連携強化を進められるよう取り組んでまいります。

最後に、個別避難計画の作成にマイ・タイムラインを併用する取組を進めることと、市民へのマイ・タイムラインの普及啓発についてですが、災害が予測される風水害時にどのような情報を基に、いつ何をするのかをあらかじめ時系列に整理してまとめるマイ・タイムラインは、迅速かつ的確な避難行動につなげていく上で大変重要であります。

特に、避難までのプロセスに多くの時間を要する状況が想定される要支援者の方には、重要な取組であるとともに、避難を支援する方にもマイ・タイムラインの視点を持っていただくことで、より実効性が高まるものと考えております。

今後は、要支援者の方々の避難行動につきましては、個々の状況に合わせた様々なケースがありますことから、それぞれの個別避難計画作成に併せ、マイ・タイムラインの活用方法について検討してまいります。

また、多くの方々にマイ・タイムラインを作成していただけるよう、作成に必要なハザードマップの見方や防災に関する情報の入手方法など、本市の状況に合わせた作成マニュアルを制作するとともに、より理解が深まるよう世帯構成や災害リスクごとの作成例を掲載するなど、周知啓発に努めてまいります。

加えて、地域での作成の後押しとなるよう、防災リーダー向けの講座においても、マイ・タイムラインの作成カリキュラムを取り入れてまいります。

以上でございます。

○教育次長（宮本寿正君） 初めに、聴覚障害者の情報保障についてお答えします。

手話を取り入れた授業の実施についてですが、市立小学校の音楽では、手話を用いて体全体で表現しながら歌唱する学習を行っております。また、総合的な学習の時間では、福祉に関わる学習を行う中で、聴覚に障害のある方々と接する機会を持ったり、手話を実際に体験したりすることに取り組んでいる学校もあります。

こうした手話に触れる機会を通じて障害への理解を深めるとともに、お互いを認め、尊重し合う心を育むことができるよう、研修会等で積極的に働きかけてまいります。

最後に、公立夜間中学の設置に向けた準備についてお答えします。

入学の際の学年の振り分けの考え方についてですが、国から2年から3年次に様々な理由により授業を受けることができなかつた等の事情がある場合は、例えば1年からではなく2年次からの入学を認めるなどの判断はあり得る旨の見解が示されております。

これを踏まえ、先行設置自治体におきましては、入学希望者との面談等により、学力やこれまでの学習履歴、日本語の習熟度、本人の意向等の確認を行い、それらを基に総合的に判断し、入学年次を決定しております。本市においても、先行設置自治体での対応を参考に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。3回目は意見と要望を述べさせていただきます。

初めに、災害時の要支援者対策についてであります。明日、11日には東日本大震災から11年を迎えます。国内で約2万人の死者、行方不明者が発生するとともに、本市においても液状化などで全壊になった住宅が31世帯に及ぶなど、甚大な被害を受けました。この地震では、幸いにも市内で亡くなった方はいらっしゃいませんでしたが、令和元年の大雨による土砂災害では、3名の方が犠牲になっています。

そうしたことから、御答弁いただいたように、災害の危険性が高い場所にお住まいの方を優先して個別避難計画の作成を進めることが重要と考えます。また、計画の作成においては、ケアマネジャーの負担が大きいことが課題としてあるということでしたが、ケアマネジャーの負担を軽減するための対策についても、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

さらに、個別支援計画の作成に併せて、マイ・タイムラインの活用方法を検討するとの答弁をいただきました。令和3年3月に改定された千葉県災害時要配慮者支援計画にも盛り込んでいただくことを要望します。

また、市民に対するマイ・タイムラインの普及啓発を進めるため、ホームページで様式を公開するだけでなく、スマートフォンを活用したアプリ等についても重ねて検討をお願いいたします。

次に、聴覚障害者の情報保障について、電話リレーサービスにつきましては、御答弁では、使用には登録が必要とのことでありました。改めて、電話リレーサービスの活用や登録についての周知をしっかりと行っていただくようお願いいたします。

手話通訳タブレットにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現状を鑑み、活用を引き続き要望しておきます。

学校における手話を取り入れた授業の実施については、多様性を受け入れる心や共生社会への意識啓発、そして、ひいては手話通訳者の担い手にもつながるのではないかと提案させていただきました。

御答弁では、音楽の授業など一部手話を用いた学習が行われているとのことですが、難聴者理解教育等の拡充に向けて取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、公立夜間中学についてであります。令和3年第2回定例会の我が会派の一般質問に対して、学校教育法第47条の中学校の修業年限は3年とするという規定に基づき、原則3年とする。なお、夜間中学での形式卒業を避けるという観点から、原級留置や休学の取り扱いについては、先行設置自治体での取り扱いも参考に別途検討を進めるとの御答弁をいただいているところであります。

先ほど紹介しました札幌市においては、修業年限は3年であるが、原則として最長6年まで在籍を可能とするとされています。他市においても、修業年限については原則として3年に設定している学校が多いものの、在籍期間については、生徒の学習状況や特別な事情等を考慮して、柔軟に対応している例が多い状況です。在籍の期限を明示したほうがよいのか、あえて明確な年限を設けずに実情に応じて対応するのがよいのか、判断が難しいところではありますが、他市の考え方も参考にいただき、柔軟な対応をお願いいたします。

また、開校に向けた準備として、分校名や校歌等が挙げられます。

分校名については、1月に公募が行われ、今後、教育委員会に設置される校名検討委員会で分校名案が選定されるとお聞きしております。末永く皆に愛され親しまれる分校名となることを期待しています。

校歌については、私自身も今でも口ずさむことができるくらい、学校生活においてはとても思い出深いものであります。先ほどの札幌市の星友館中学では、著名な方が校歌作成を手がけており、他市においても、生徒たちの一体感を高めるために、開校後、皆で分校の歌をつくった例があります。

本市の夜間中学は、真砂中学校の分校となることから、校歌は真砂中学校と共通のものとなることは理解いたしますが、夜間中学に通う生徒が自分たちの学び舎、居場所としての愛着を抱くようになるためにも、分校歌の作成は大きな意義を持つものと考えます。今後の検討をお願いいたします。

次に、交通安全対策について、通園、通学に絡む痛ましい事故が後を絶たない中で、未来の宝である子供たちを守るためには、できる限りの事故防止対策を講じる必要があります。キッズゾーンの整備については、来年度JR稲毛駅周辺に路面標示の整備を行った後、実施効果を検証した上で、順次、園庭のない園が多くあるほかの主要駅周辺に拡充していくとの答弁であり、今後の着実な推進を求めておきます。

また、園外活動において見守り活動を行うキッズガードの配置に併せ、県警と連携し、全ての園を受講対象とした園外活動における安全対策の講習会の開催にも取り組むとのことであり、市全体での保育所の園外活動の安全性の向上が図られることを期待しております。

最後に、坂月町交差点の渋滞対策について、当該交差点の慢性的な渋滞は、一日も早く解決していただきたい課題であり、当局においては、この課題解決に向けて交差点の改良を検討しているとのことから、早期の整備を期待しております。

しかしながら、交差点の改良は、道路の拡幅、いわゆる用地買収が必要と考えられるため、整備まで時間がかかるのも事実であります。渋滞を抜本的に解決するため、やむを得ないことと思っておりますが、今現在、道路の混雑で不便を強いられている状況もあり、一刻も早く打開できないものかと考えております。

特に、市道の磯辺茂呂町線の千城台側においては、朝夕の混雑時に右折の車を避けるため、このスクリーンの写真のように、直進する車が路肩を走行している状況があり、自転車が走行できないなど、地元の皆様から対策を求める声を多くいただいております。

自転車は、路肩を走行できないときは、歩道を通れることは承知しておりますが、原則は、路肩走行であり、歩道上でのトラブルや事故を軽減するため、自転車の走行環境である路肩を車が走行しないよう対応していく必要があるかと考えます。

一方、車の路肩走行については、利用者のマナーの問題であり、道路交通法上、取り締まることができないとのこともお聞きしています。

市民が安全・安心に自転車走行できる環境の改善のため、現場における啓発活動や警察との協議を進めていただき、可能な拡幅やさらには歩道の管理として、例えば、このような自転車及び歩行者専用標識の設置等、工夫した対策の検討なども講じていただきますようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了します。御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）